

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策について

保護者の皆様

いつもお世話になっております。

5月8日付で、新型コロナウイルス感染症が法律上の5類感染症に移行することから、5月8日以降の学校における感染症対策について、次のことに留意してください。

- 感染が確認された生徒は出席停止となります。期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」が基準となります。再登校する際は、インフルエンザと同様に「感染症に関する報告書」（5月8日に別途お知らせします。）を提出してください。医療機関の証明は必要ありません。なお、出席停止解除後は、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用をお願いします。
- 生徒本人の健康状態の把握は引き続き必要ですが、毎朝の検温を記入する健康観察カードの提出は必要ありません。
- 濃厚接触者としての特定が行われなくなることから、家族に感染者がいる場合でも、本人に症状がない場合は登校できます。
- 発熱等普段と異なる症状がある場合は、これまで通り登校を控えて自宅で療養してください。ただし、その場合、コロナウイルスへの感染が確認されなければ出席停止ではなく欠席となります。
- 4月からマスクの着用を求めないことが基本となり、個人の判断でマスクの着脱ができるようになっていきます。しかし、感染リスクが完全になくなったわけではありません。自分や家族に基礎疾患があったり、家族が医療機関や高齢者施設等に従事しているなど様々な事情により、感染に不安を抱いている人もいます。マスクを着用しないときは、場面に応じて大声での会話は控えることなど、周りに配慮した適切な対応ができるようよろしくお願いします。

併せて、手洗い、換気など、引き続き感染症対策をどうぞよろしく願いいたします。